

第5章 計画の重点項目

地震と津波による被害を最小限とし、尊い人命を守るため、次の4つの重点項目と21の分野別項目に施策・事業を体系的に位置付け推進します。

重点項目	分野別項目	掲載頁
1．災害に備える	(1)防災意識を醸成する	6
	(2)自らが備える	7
	(3)地域で備える	7
	(4)学校等で備える	8
	(5)事業所・施設等で備える	9
	(6)広域で備える	10
	(7)公共施設・災害関連施設を整備する	10
	(8)行政の災害対策体制を整備する	13
	(9)災害対策物資等を整備する	15
2．災害情報等を集め知らせる	(1)災害情報等を迅速に集める	16
	(2)災害情報等を迅速・確実に知らせる	17
3．被災者を守る	(1)避難所等を開設する	19
	(2)被災者等を避難誘導する	19
	(3)被災者を救助・収容する	21
	(4)被災者の救急医療を行う	22
	(5)緊急輸送体制を確保する	23
4．被災者の生活を支援する	(1)避難所を運営・管理する	24
	(2)ライフライン等を確保する	24
	(3)生活環境を整備する	26
	(4)生活再建を支援する	26
	(5)教育環境等を整備する	27

* 本計画においては各施策・事業を次の視点から分類し、優先順位を定めます。

1．重要度による分類	2．緊急度による分類	3．着手時期による分類
A：極めて重要なもの	A：直ちに実施するべきもの	A：すぐ取り組むことができるもの
B：重要なもの	B：できるだけ早く実施 "	B：想定条件見直し・調整後 "
C：実施が望ましいもの	C：他の取組終了後に実施 "	C：国・県の計画見直し後 "